

みやざき 設備資金貸付制度 のご案内

みやざき設備資金貸付制度とは…

小規模企業者等の皆様が、経営基盤の強化を図るために機械等の設備を購入される場合にその設備代金の半額を**無利子**で融資する制度です。

設備導入の事例



公益財団法人
宮崎県産業振興機構

貸付対象企業

- ◆ 宮崎県内に工場又は事業所を有する個人事業主又は法人で、以下に該当する者
(創業者も一定の要件を満たすことにより対象となる場合があります。)

● 小規模企業者

業種	常用従業員数
商業、サービス業	5人以下
上記以外(製造業、運輸業、建設業等)	20人以下

※商業とは、卸売業及び小売業を指します。

● 上記以外の中小企業者

業種	常用従業員数	要件
商業、サービス業	6人以上50人以下	下記の要件をすべて満たす必要があります。 ① 金融機関からの借入金総額が4億2,000万円以下 ② 直近3年の経常利益の平均が3,500万円以下 ③ 大企業からの出資比率が3分の1以下
上記以外(製造業、運輸業、建設業等)	21人以上50人以下	

なお、以下のいずれかに該当する者は、貸付対象になりません。

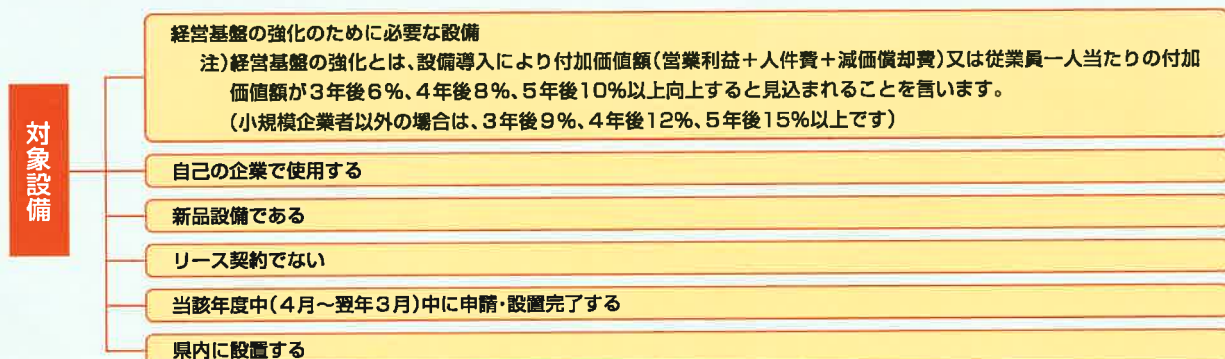
- 暴力団又は暴力団員
- 風俗営業や公序良俗の観点から適当でないと認められる業種を営む者
- 県税(事業税等)を滞納している者
- 申込対象設備を設置しようとする工場、店舗等が建築基準法、公害防止条例等の法令に違反している者
- 原則として、金融機関等において取引停止や公的融資において代位弁済、償還猶予の対象となっている者

貸付条件

貸付額	50万円～2,500万円 但し、「フードビジネス」「メディカル」「自動車」「成長期待企業の認定を受けた企業及び取引のある企業(※)」関連のうち条件を満たすものは、50万円～3,000万円になります。 (※) 県の認定を受けた成長期待企業と取引があり、その成長期待企業の事業拡大に伴い設備投資を行う場合
貸付割合	導入設備代金(消費税及び地方消費税含む)の2分の1以内 なお、補助金等を利用の場合は補助金等を差し引いた後の設備代金(消費税及び地方消費税を含む)の2分の1以内
貸付利息	無利息
貸付期間	3年以上7年以内(最長6ヶ月の据置が可能です。) なお、取引金融機関の自動振込サービスで毎月償還していただけます。
連帯保証人	● 県内に居住していること。 ● 保証能力を有していること。 ※法人の場合は、代表者、個人事業主の場合、代表者以外の1名となります。 ※原則として1人ですが、追加保証人が必要な場合があります。
担保	原則として既存貸付を含め貸付金合計額が500万円を超える方 ※その他機構が必要とする場合

対象設備

- ◆ 次の条件をすべて満たす設備が対象となります。(但し、土地、建物は対象外です。)



※設備については、事前にご相談下さい。

借入に当たっての注意事項

- 1 対象設備の代金の支払いについては、他の支払いと区別してください。また、売掛金等と相殺しないでください。
- 2 事業・営業を行うに際して、必要な許認可を受けておらず、または各種の法令等に違反している企業については貸付できません。
- 3 その他
 - (1) 貸付の対象設備によっては損害保険を付していただくことがあります。
 - (2) 貸し付け条件に応じて、公正証書の作成、担保の設定等を行う場合がありますので、必要な費用を負担していただきます。
 - (3) 貸付金の償還が完了するまでの間、設備の利用状況を毎年報告していただきます。
 - (4) 設備の納入期日等については、必ず当機構へ事前に連絡し、指示を受けてください。
 - (5) 償還が完了するまで関係書類は大切に保管してください。

申請～貸付、償還までの流れ



※申請後、当機構の判断で「よろず支援拠点」で経営相談等を受けていただく場合があります。
経営状況、事業計画等を踏まえた指導・助言を行います。

◆ 申請には次の書類が必要です

● ①、②、⑧については、当機構のホームページからダウンロードしてご利用ください。

- ① みやざき設備資金借入申込書
- ② 個人情報の提供に関する同意及び暴力団に関する誓約書
- ③ 申込者及び連帯保証人の土地家屋名寄帳
- ④ 最近3ケ年の決算書・附属明細書（個人の場合は確定申告書）
- ⑤ 預金残高証明書（申込直近の月末時点）
- ⑥ 商業登記簿謄本（個人の場合は不要）
- ⑦ 県税納税証明書
- ⑧ 特別徴収実施確認・開始誓約書
- ⑨ 設備のカタログ（仕様書、図面等）
- ⑩ 設備の見積書（消費税込み）

● その他

- ・ 各種補助金等の利用がある場合はその申請書類一式（写し）
- ・ 営業許可等が必要な場合はその証明書（写し）
- ・ 担保が必要となる場合、担保不動産の登記簿謄本

お問い合わせ

公益財団法人 宮崎県産業振興機構

■産業振興課

〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2
(宮崎テクノリサーチパーク内 宮崎県工業技術センター 2階)
Tel.0985-74-3850 Fax.0985-74-3950
E-mail info@i-port.or.jp

■各商工会議所、商工会



詳細につきましては当機構のホームページをご覧ください。

【ホームページ】 <http://www.i-port.or.jp>

※ホームページは右記のQRコードよりアクセスできます。

